

平成31年度第1回平塚市地方卸売市場運営審議会 議事録

日時：令和元年（2019年）11月22日（金）午後1時30分～午後3時00分

場所：平塚市水産物地方卸売市場2階会議室

出席者： 8人 鈴木晴男委員・江口友子委員・関いずみ委員・池田綾子委員
・宇田川哲由委員・梅原勝之委員・山下穰一委員・高橋裕委員

開会

1 委嘱式

正副会長の選任について

委員の互選の結果、会長は関委員、副会長は鈴木委員となる。

2 議題

議題（1）平成30年度市場の取引状況について及び議題（2）第71期株式会社平塚茅ヶ崎魚市場の決算報告については続けて説明する。

委員 （株）平塚魚市場と（株）茅ヶ崎丸大魚市場が合併したことによって30年度は取引額が伸びたが、31年度は合併前に戻りつつある。今後の見通しを含めてどうなのかお聞きしたい。

合併したことによって資産、土地等の整理をしたと思うが、具体的に何をどうされたか書類だけではわからないのでわかる範囲でよいのでお示しいただきたい。

委員 合併の時は買受人がたくさん来ていたが、今は来なくなった人や回数が減った人もいる。茅ヶ崎方面橋を越えて来るのが大変ということも考えられるし、廃業したということも考えられる。数字が下がっているということは事実なので、売り上げを上げるよう努力しているところであるが、台風等もあり苦労した面がある。売り上げが減っていくということに対して、様子を眺めるのではなく打って出ようということで動いている。加工に力を入れていこうと考えている。

委員 不動産を処分して合併するというので実際に土地を処分したが、負債が全部相殺されたわけではなく残った。

一般管理費について、合併時の給与を1年間維持していたが、今年の4月にそれを見直した。

委員 資料を見ると地元の鮮魚が落ち込んでいるというのがわかる。こういった中でどういったことに力をいれていくのか、工夫などがあればお聞きしたい。

委員 今期2月から10月までで地元鮮魚の売り上げが前年対比2000万円少なくなっている。これは地元鮮魚全体の売り上げの約2割から3割減である。定置網

漁は、魚が回遊してくるのを網で誘導して、魚を待って獲る漁法である。潮の流れが変わったり、潮が異常に速かったりすると魚の入りが悪い。一番のダメージは台風で網が壊れた。シラス船に関して今年も影響があった。温暖化のせいにしていいかわからないが、その影響があったのかと思う。年々相模湾の魚は獲れなくなっている。

事務局 地元の水揚量は平成30年が269トン、29年は445トン、26年は718トンと年々減少しており、今年の水揚量もだいぶ下がっていると生産者からきている。30年ではアジが71トンで一番多く、次いでシラスが60トン、サバ52トン、イワシが44トンであった。今年も台風19号で打撃を受けている。大型定置のブイなどが一か所に固まってしまったりしたが、今は魚が獲れる最後の時期なので大型修繕でなく、できる範囲の修理をして獲れる魚を獲っていると聞いている。

委員 31年度の一般鮮魚の動向はどういう見込みか。
消費者、行政に対して卸売業者からみてどういう取り組みがあればいいと思うか。どういうことが足りないとかあればお話を聞きたい。

委員 景気、台風の影響もあり、消費が落ち込んでいる。今後は、顧客に対しても売り込みに力をいれなくてはならない。

会長 消費者として地元市場があるということはどうとらえるか。

委員 新しい魚を適正な値段でいただけることが一番嬉しい。なるべく家庭の中で捌いて沢山食卓に乗せたいという努力は私たちのグループでもしているし、こんなにありがたいことはない。ここに越してきた人は皆感じていると思う。もし市場が無くなってしまったとしたら平塚の損失になると思うしもっと食べる工夫をしていきたいと思っている。

委員 海に近い所で物が良くて少しスーパーより高くてもおいしいものを食べたい嗜好の方がいらっしゃる。

(3) 卸売市場法の改正に伴う市条例の改正について

議題(3) 卸売市場法の改正に伴う市条例の改正について説明する。

委員 これによって具体的に何か変わるのか。流通の合理化によって平塚の市場でのメリットとしてはどういうものがあるか。

事務局 卸売市場法が形骸化している。それを現実に合わせるための大規模な卸売市場法の改正が今回出た。今までは開設者、卸売業者は県の条例により許可をもらっていた。卸売業者が合併するにしても市の条例で何かできるわけではなく届出は県の条例に基づいている。改正卸売市場法ではかなり規制緩和になる。県条例は廃止、市としては卸売業者等に関しては市の条例で許可を出すという形にな

る。

メリットとしては開設者と卸売業者の規制自体が緩和されている部分があるので、今後は開設者と卸売業者の自由な発想で進めていくことが可能になる。

事務局 方向性としては規制が緩和される部分がある。それは第三者販売、買受人以外の人に卸売をすることができるようになる。商物一致の原則、市場内に置いてあるもの以外を売ってはいけないというのが、たとえば取引上で他所にあるものを売ることもできる。色々な取引を透明化するというイメージで取引の条件や取引結果を公表しなければいけない。手間がかかることかもしれないがしっかりやって下さいというのを透明化して皆に分かり易くしようという意図だと思う。こういったところが大きく変わった。

委員 その方が良い。今は鮮魚などしか買えない。色々買えた方が良い。市でハードはお任せして何とか人が集まるようにしてもらわないと商売が出来ない。

委員 小売店が減ってきているということがあるが、これを条例が緩和されることにより、もう少し全体の中で卸売市場だけでなく魚を扱っている所全体での見直しをする必要がある。どの方向に行くと皆が下を向かずに済むのかというところを一度リセットしてみたほうが良いと思う。せっかく市場があるにかかわらず小売店が減少するのは寂しいので、行政はできる範囲でしっかり下支えできるようにやっていかなければならない。「自由化」というのは良く聞こえるが逆に首を絞める所もあるのでそれを認識しなくてはならない。

委員 買受人からみたら規制緩和は面白くないと思っていたが。

委員 逆です。買受人は毎年3件から5件減っている。それが一番悲しい。

委員 魚以外のものも市場で取り扱うことができるということが規制緩和で可能になるのか。

事務局 法律上では可能である。本市では「水産物」とつけていて、その条件としてはメインとしては鮮魚、ただ規則の中で餅とかうなぎのたれとかパンとかそういったものは条例的には扱える。法改正としてはあえてそこをこだわらなくてもよい。今後市として売るものの幅を広げることができるが、今の方向性としてはまずは現状通り水産物をメインにしていきたい。

委員 ネットで調べなくても市場で揃っていて、アンテナショップ的なものにして全国を包み込んで勝負する、そういう発想ができるようになればと思う。

事務局 今までは場内というイメージであったが、卸売市場だけでなく場外的なもので複合的な所、ハードも変える方法なども考えられる。

午前中は卸売業務、その後は一般の方に対して地元鮮魚だけでなく、それ以外のものでも集荷して一般消費者向けのものもあるというような幅も広がる可能性もある。

(4) その他

その他平塚市公共施設評価(案)からの指摘について説明する。

委員 目標耐用年数まであと、11年とあるがどうということか。

事務局 鉄筋などの構造上、耐用年数がまだ11年あるということである。

この建物は耐震診断をしていないので、もし耐震診断した場合には鉄筋はもつかもかもしれないがどうなるかわからない。そういう点でいくと評価はだいぶ低い。

委員 公設市場として卸売業者として使わせていただいているが、評価委員が解体しようとなった場合壊すのか。

事務局 そうではない。公共施設の見方としての評価で、これから個別に施設計画を立てていく。これはあくまでも平塚市の公共施設の全体の枠としての建物が悪くなっている状態、それと費用対効果、維持管理費などの特定の視点だけを見た評価である。全面的な最終評価ではなく、一つの視点として提示されている。今後はあり方検討会やこの審議会への諮問というような形で、今後どうしていくかということをして個別の建物自体で最終的に決定するという流れになる。

委員 評価委員で解体という評価になってもそれはないということか。

事務局 各個別の施設の個別施設計画でやっていく。

委員 改修はせず、建て替えか解体かということか。

事務局 そうである。最終的には関係者も含めた今後の個別での施設計画に基づく判断となる。あくまでも全庁的な平塚市公共施設評価としてはこのような評価が提示させられるでしょうという形である。

委員 大型店にほとんどの人が流れ小売店がつぶれていく。市場の存続を考えるなら、そういうことも考えていかななくてはならない。

委員 提案だが、年に1度魚まつり朝市をやっているが、マンネリ化してきている。そこで、海鮮丼を出したい、それもお客さんの目の前でやりたいということを思っているが、保健所が許可しないと再三言われていて、困りがあればいいと言われる。お金をかければよいのだろうがどうすればよいか。平塚で水揚げされる魚で提供したい。

事務局 どこまでオープンにお客さんに見せてつくって演出をするかというところで保健所に引っかかってしまうと思うが、その工夫次第だと思う。イメージとしては演出をしたい、見せたいということか。

委員 そうである。

事務局 これまでの魚まつり朝市は年1回なので縁日の特別な枠で一番ハードルが低いところでの申請をしていた。今まで漁師鍋を出していたが、来年度からそれも許可されない。イベント等他の用途で漁師鍋をやるのであれば二次的なものなので許可がおりる。しかし魚まつりは魚を売るためのものである。魚食普及のた

め人も来てほしいということで漁師鍋をやってきたが、それは必要ないということで、保健所の許可は火を使ってその場で作るのは来年からはできないだろうということである。キッチンカーなど用途を保健所が許可をした形であればできる。

事務局 新港の後背地に多目的広場が今年度中にはできる。そこで秋頃には魚まつり朝市みたいなものを新たに開催したい。

委員 大磯朝市では朝の7時ごろから3時ごろまでやっていたが、そういう感じのものか。サンサンマルシェを大きくしたようなものか。

事務局 イメージとしてはそうである。

委員 今やっている朝市は魚市場の屋根があるが、広場には屋根がないので風や雨の影響を受けやすいデメリットがある。

事務局 385台の駐車場が隣接している点や会場が広いなどのメリットもあるので、これまでとは違った趣向でできればと思う。

委員 サンサンマルシェをそこに持ってきて一緒にやってみたらどうか。

事務局 サンサンマルシェの意向もあると思う。一度聞いたが湘南海岸公園でやることに意義があるということである。こちらでは特別にやってほしいとか派生して違う形でやっていただくなどの調整をしていきたい。

事務局 神奈川県での海上タクシー試行や、産業間連携ネットワークという形で生産者と卸売業者が協力して小サバ等の低未利用魚を市場で加工し、スーパーや小売店に流していくなどといった新たな取り組みも始まっている。イベント関連についても生産者、卸売業者、買受人等で連携して検討させていただく。

委員 市場に人が来てもらいたい。どうしたら人に来てもらえるか考えてもらいたい。

委員 市場法改正によりそれが上手く回っていくとよい。

閉会